

向日市民憲章

- 1 住みよいまちを力を合わせつくりましょう
- 1 きれいな緑と水と空を守りましょう
- 1 働くよるこびと心のふれあいを大切にしましょう
- 1 すくれた教育と文化を育てましょう
- 1 明るいくらしと福祉のまちをきずきましょう



家族みんなで救急蘇生法をマスターしましょう。人形を使って力の入れぐあいなど実際に体験できます。

命を救う
3分間

家庭で学ぶ応急手当

救急蘇生法など体験

救急講習

救急蘇生法の基本

①意識がなかったら

気道確保



②呼吸がなかったら

人工呼吸



③脈が止まったら

心臓マッサージ



④呼吸も脈もなかったら

心肺蘇生法



※正しい応急手当を身につけましょう!

家族のだれかが突然倒れた—こんなとき、救急車が来るまであなたならどうしますか。急病やけがで大切なのは最初の応急手当。向日市消防本部では、皆さんのご家庭などに出張して救急蘇生法の講習を行っています。

市内で119番通報から救急車が到着するまで平均3〜4分かかります。応急手当の重要性は、その数分間にどれだけ適切な処置がとれるかにかかっています。たとえば呼吸が止まった場合、すぐに人工呼吸を行って脳へ酸素を送り込むことが重要です。わずか3分間酸素の供給が絶たれるだけで、脳は回復不能にもなりかねません。

この救急講習では、等身大の心肺蘇生法練習用人形を使い人工呼吸法や心臓マッサージなど、一人ひとり実際に体験することができます。家族に急病人が出たとき、お互いに助けあえるよう、この機会にぜひ家族全員で救急蘇生法をマスターしてください。

申込み
お問い合わせ
向日市消防本部
☎934-0119



市民の応急処置が重要

平成3年4月18日に救急救命士法が制定され、救急救命士の資格を持った救急隊員は、心肺機能停止状態(仮死状態)になった傷病者に対して、医師の指示の下に①ラッシングマスク等による気道確保②心臓への電気ショック(除細動)③輸液処置、の3つの特定医療行為を行うことができます。これにより、現場に居合わせた人が直ちに適切な応急処置を実施し、救急隊員にバトンタッチするかが傷病者の救命に大きく関わってきます。むしろ、市民の応急処置が重要といえます。

向日市消防本部救急救命士 今岡正道救急救助係長

水難シーズンに備えて!

いざというときのために人工呼吸の習得を

救急蘇生法講習会

防ごう 水難事故



▷対象 向日市内の学校・事業所
町内会等

▷申込み・お問い合わせ
向日市消防本部(消防署救急係)
☎934-0119